

構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
伊東市
- 2 構造改革特別区域の名称
伊東市書道教育特区
- 3 構造改革特別区域の範囲
伊東市の全域
- 4 構造改革特別区域の特性

伊東市は伊豆半島の東方に位置し、海・山の自然に恵まれた風光明媚な地であり、またその温暖な気候は豊かな山海の産物をもたらしてきた。

この自然はまた、人々に豊かな感性を育み、古くから芸能（舞・音曲・詩歌）を愛し、生活を楽しむ気風があった。

近代、温泉観光地として多くの観光客が訪れるようになったが、これらに先駆けて、著名な文人墨客がこの地を訪れ、多くの詩や書を残している。

市内には与謝野晶子や尾上柴舟等に代表される多くの歌碑が見られ、市民の美意識はより高揚せしめられたものと思われる。

現在、市民有志による、芸術活動推進の気風は強く、「伊東大田楽」、「伊東松川“薪能・華舞台”」など古典芸能の研究が子供たちも含めて行われ、「全国絵画公募展“IZUBI”」や「千字文大会展（書道）」等の公募展、夏の安針祭、秋の市民芸術祭等、文化事業も盛んである。

また、伊東市内には池田二十世紀美術館、木下杢太郎記念館等、多くの美術館、博物館が点在している。

市教育委員会では、文部科学省の地域子ども教室推進事業の助成を受け、「子ども書道教室」を学校法人日本書道芸術専門学校において平成 17 年 5 月 2 日から開講した。指導は書道師範の免許状を取得した者によりおこなわれている。

開講にあたり、「子ども書道教室」開講のチラシを市内全小学校に配布したところ、当初から 65 人の小学生が保護者に伴われて集まった。2 年目となる 18 年度は、指導の充実を目指し人数を制限したが、毎回 25 人以上前後の児童が、熱心に書道に取り組んでいる。

「子ども書道教室」は、市の子ども書道教育の画期的な指針を示すものとなっている。

これは、書道教育の必要性を保護者・学校・児童等が認識し、地域的な強い要望の反映であると考えられるとともに、歴史的に伝統芸能の研究とそれを享受する生活を継承する市民の、子どもたちに正しく、美しい書表現を学んで欲しいとの意識が根底にあるものと思われる。

こうした状況の中で、文化事業や芸術の盛んな本市において、書道の向上は、文化と地域発展のための重要な要素であり、教育に寄せる市民の期待には大きなものがある。

ただ一方で、児童の「表現力の向上」「心の教育の充実」などは本市の教育課題として取り上げられており、それらを解決していくことが求められている。これからの地域を担う児童・生徒の育成を考えた時、伝統文化を尊重したり、豊かな感性を身に付けたりした子供たちの育成は、将来的な市の発展や地域の活性化のため期待されているところである。

5 構造改革特別区域計画の意義

我が国の文字は言葉の記号としての文字ではなく、世界に例を見ない文字芸術、造形芸術である。我々の先祖は長い歴史をかけて文字を愛し、尊敬しつつこれを形作ってきた。更に6世紀の漢字の伝来、それを基としての仮名の創造をなした。我が国の歴史を顧みると、人々はこの文字を書くという所作を通して人格の陶冶を試みてきた。また、美しい書表現を通して我が国独自の美意識は高められ、育まれたのである。端的な線の持つ生命感、空間（間）の美等は我が国の誇るべき伝統の美である。

書道の実践の姿はその一つ一つが美しいマナーによって形作られ、動きの美しさと規律を持っている。最近の書写機器（ワープロ・パソコン等）の発達と効率を求める社会的要求により、この伝統の書道は忘れられようとしている。このことは我が国にとっても、また世界的視点から見ても、大きな人類の文化的損失である。

この豊かな自然と、伝統芸術を愛する人々によって育まれた文化的土壌の上に生を受けた無垢で繊細な感性を持つ子どもたちにより、この伝統の書道の研鑽がなされ、新しく再生され継承されていくことが期待される。

また、本市において書道教育を受けた子どもたちが、明日の日本文化を主導する人となり、この書道で培われた人格と美意識を持ち、広く国際社会において、文化交流を行い親善を深めるだけでなく、書道の心、日本の誇るべき豊かな情操をもって世界の人々と平和共存し、人類の幸福に貢献すべくその人材の育成を願っているのである。

そこで、特区を活用し小学校教育課程の中に「書道科」を新設し、年間

を通して計画的に指導を行うことにより、日本の貴重な伝統芸術の一つである書道を核とし、表現力の向上や心の教育の充実を図りたいと考える。

6 構造改革特別区域計画の目標

本市での書道教育の充実は、一地域社会における学校教育の充実を意味するものばかりではない。社会機構の煩雑化や書写機器の発達により、人々から忘れられようとしている我が国の美しい伝統である書道の重要性を、本市を起点として全国に伝播させたいと願うものである。

また、知識主導・効能主導の国際社会において書道のもつ独自の美意識や、書くこととともに求められる人格の陶冶は、清澄な文字芸術として高い評価を得ている。

今、書道を小学生時代に学ぶことで、将来この子どもたちが国際社会で日本人としての誇りと自信をもって、豊かな情操と清澄な思考をもって人々と協調し、平和的に共存して行くべき素地を育成して行くことこそ肝要である。

またあわせて、最近の子どもたちの不登校や非行問題を考えるに、情緒不安定、自己伝達能力の不足等があげられている。子供たちが書道を学ぶことを通して、努力し、集中して創作し、その達成の喜びを知ることにより、礼儀、集中力、冷静な心などを培うことができ、上記の問題を解消する大きな力となり得る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

伊東市に「書道特区」が認定され事業を推進することにより次の効果が期待できる。

(1) 社会的効果

書道を学ぶことにより、情緒的に落ち着いた性格が養われる。

短絡的に暴力に訴えたり、騒々しい行動により、学校生活や周辺的环境を攪乱させたりしなくなる。

書道を書くことの過程で学んだ礼儀・作法により、挨拶ができ、また他人に迷惑をかけないようになり、社会人としての自覚ができてくる。

一つの書作品を完成するために努力することで、集中力・持続力を学び、努力の結果得られる作品の完成の喜びを知る。

健全な精神のバランスを習得でき、社会に出て自分の道を見出し、達成して行く力を養う。

書作品を制作して行く過程で、常に作品の出来不出来を一枚一枚自分なりに反省し、完成させていくことにより、自己の未完成を恥じる心、完全な美に対する憧憬の心、より高い完成度を願う心、向上心、反省心を養う。

書道を学ぶことにより、基本に則った正しく美しい字が書けるようになり、個々の美に対する感性が高められ、自信をもった社会生活を送ることができる。

書を通して日本語の言葉の美しさ、文章・詩歌の素晴らしさを知り、日本の伝統文化に対する知識と教養を豊かにする。

日本の伝統の書を知り、日本人としての自覚と誇りを持つ。

(2) 市民の書道能力の向上と経済チャンスの増大

子どもたちが正しく美しい文字を書くことができるようになる。

ア 集中力が身につき落ち着きが増し、学力向上につながる。

イ 書くことにより字に対する興味を持ち、識字度が高くなる。難しい字が読めるようになる。国語力がつくようになる。

ウ 書の歴史から文字の創生の歴史等に興味を持つ、これは日本史のみならず世界史を含め、人間の歴史を学ぶ意欲を生み出す歴史的認識を深め、正しい史観を持つことにつながる。

エ 鑑賞能力をつける。書道の美や、古典に対する鑑賞能力をつける。

オ 文房四宝、伝統的な書道用具の知識とその用具・用材の美しさを知る。

書道用品、関連書籍の需要 書道展の開催により表装・額縁等、業者の需要が増えて、市内の業者の育成が図られる。

市の会館等を中心に展覧会を催し、市民の書道に対する関心を高める。

市内の数多くの文学碑を訪ね、市の歴史と文化的遺産を認識させる。文学碑めぐり等により市の観光誘致に寄与する。

市民の書道に対する関心を導き文字文化の向上に貢献する。

書が書けることにより将来的に就職の折の特技として認められる。

(3) 市内小学校の信頼度の向上

子どもたちの躰がよくなり、また美しい文字がかけるようになったことで、保護者の市立小学校に対する信頼度が高まる。

- 8 特定事業の名称
構造改革特別区域研究開発学校設置事業（８０２）
- 9 構造改革特別区域において実施し、またはその実施を促進しようとする
特定事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必
要と認める事項
- (1) 書道指導講師派遣
- 「子ども書道教室」を市内吉田にある学校法人日本書道藝術専門学校
の予備教室において毎月曜日開講している。これには特区指定校の南小
学校をはじめ、市内7校の子どもたちが書道学習にいそしみ、多大な教
育効果をあげ、地域社会の人々の信頼を得、温かい交流を持つにいたっ
ている。
- 本事業においては、この「子ども書道教室」の指導者および書道師範
免許状の有資格者を指導員に充てる。
- また、伊東市立南小学校を3年間、東小学校を2年間モデル校として
実施し、その後評価・検証を行い、平成21年度以降については市内の
小学校を対象に、書道師範免許状取得者等有資格者を書道指導講師とし
て派遣し、書道特区の充実を図っていきたい。
- なお、「書道科」設置にともない教職員の資質向上も求められること
から授業評価の検討など教職員研修を実施していきたい。
- (2) 上記(1)の「子ども書道教室」の子どもたちと特区実施の伊東市立
南小学校及び東小学校児童との合同展示会を開催し、その成果を発表す
る。

別紙

- 1 特定事業の名称
構造改革特別区域研究開発学校設置事業（８０２）
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
伊東市立南小学校
伊東市立東小学校
- 3 当該規制の特例措置の開始の日
構造改革特別区域計画の認定の日
- 4 特例事業の内容
 - (1) 事業の関与する主体
伊東市
 - (2) 事業が行われる区域
伊東市立南小学校
伊東市立東小学校
(なお平成 2 1 年度以降については、平成 2 0 年度までの実績等を踏まえ、伊東市教育委員会が必要と認めた残り市内 8 校の小学校を対象校に拡大していくこととする。)
 - (3) 事業の実施期間
構造改革特別区域計画の認定の日より、下記 5 (2) の教育課程の基準によらない部分が教育課程の基準内になるように学習指導要領が改訂されるまで。
 - (4) 事業により実現される行為や整備される施設等
現在実施している「子ども書道教室」及びモデル校の指導法を試みつつ、さらに指導法を研究する。該当小学校の文化祭や、市の書き初め展の指導を行い、学校における児童の指導法を研究すると同時に、実施に向けて小学校の予備教室に書道用具等を設置し準備にあたる。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 取組の期間

平成18年度から3年間を一つのサイクルとし、3年ごとに事業の評価を行い指導方法等、事業全体の見直しを実施する。

(2) 教育課程の基準によらない部分

ア 小学校第1, 2学年に「書道科」の時間を新設する。

イ 第1学年においては年間34時間、第2学年においては年間35時間を、生活科の時間から「書道科」の時間に充てる。

(3) 「書道科」の目標

毛筆による書道を通して、日本の伝統文化に対する関心を深め、国際理解に資する基礎を培う。

毛筆による書道を通して、技能を高めるとともに書き言葉習得の基礎を培い、自分を表現する力を養う。

毛筆による書道を通して、美意識や自省心の涵養など感性を培う。

(4) 教科「書道科」創設の理由

本市の教育課題を解決するため、「構造改革特別区域研究開発学校設置事業(802)」を活用し、教育課程に「書道科」を位置付け、計画的・継続的な学習によって基礎学力の一つである書道を確実に定着させ、また書道学習を通して、集中力や持久力の向上を図るとともに、日本の伝統文化の良さを認識させ、豊かな人間性の育成を図るものである。さらに、家庭での取組や地域人材の活用、学校法人日本書道芸術専門学校等との連携を図ることによって、「書道による学校と地域の交流・活性化」をも目指すものである。

子どもたちが、このように書道の技術と心を習得し、美しい日本の言葉と文字をもって日本の伝統文化を国際社会に紹介し得るならば、我が国は文化国家として国際的にも高い評価を得ることができるであろう。

また、幼少期に習得した書道の実践過程において、現代人の忘れかけている日本人としての心を取りもどし、品位すなわち礼を尊び、他を尊重し、高きを目指す姿勢を失うことなく、自由で創造的な発想により伝統文化を理解、表現し、国際社会において広い視野の下、互いに協調し、理解しあえるよう国語科書写硬筆の教科より独立し書道科として学ぶことが重要と考えられる。

なお、書に関する学習は、国語科に「書写」としてすでに位置づけら

れている。国語科の目標は、「国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力及び言語感覚を養い、国語に対する関心を深め国語を尊重する態度を育てる。」とあり、国語科書写はこの目標に即して、「姿勢、用具、筆順に関する事、字形に関する事、点画の書き方、字形の整え方、文字の形や大きさ、字配り」などから構成されている。

「書道科」も書に関する学習である以上、そのような面を大事にしているのはもちろんであり、国語科書写と一部重なる部分があるのは否めないが、本教科の目標は、書を通じた教育の持つ本質的な意味として、日本の伝統文化の尊重とともに、美意識や自省心の涵養など感性を育てるところに置かれている点において、国語科とは一線を画するものである。このため、国語科の書写とは別に「書道科」創設の意味があるものとする。

上記を踏まえれば、小学校における学習の初期段階にこそ、書道の教育が重要であると考えており、第1、2学年において培われた、そのような態度・技能などの基礎的資質は、第3学年以降国語科は基より、音楽科、図画工作科等の様々な学習の充実に生かされていくとともに、人間形成に与える影響も大きいものとする。

(5) 計画初年度の課程の内容

初年度は毛筆書道を小学1、2年生にて実施する。カリキュラムとしては基本的な筆使いを学び、漢数字、50音図による片仮名の学習、平仮名の学習を行う。後半から学年に準じた漢字学習をする。

【現行】

区分	各教科の授業時数									道徳の授業時数	授特別活動の時間数	総合的な学習の時間数	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育				
第1学年	272		114		102	68	68		90	34	34		782
第2学年	280		155		105	70	70		90	35	35		840
第3学年	235	70	150	70		60	60		90	35	35	105	910
第4学年	235	85	150	90		60	60		90	35	35	105	945
第5学年	180	90	150	95		50	50	60	90	35	35	110	945
第6学年	175	100	150	95		50	50	55	90	35	35	110	945

【特例措置後】

区分	各教科の授業時数									道徳の授業時数	授特別活動の時間数	総合的な学習の時間数	総授業時数	
	国語	社会	算数	理科	生活	書道	音楽	図画工作	家庭					体育
第1学年	272		114		68	34	68	68		90	34	34		782
第2学年	280		155		70	35	70	70		90	35	35		840
第3学年	235	70	150	70			60	60		90	35	35	105	910
第4学年	235	85	150	90			60	60		90	35	35	105	945
第5学年	180	90	150	95			50	50	60	90	35	35	110	945
第6学年	175	100	150	95			50	50	55	90	35	35	110	945

この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。

【時間割例】

	月	火	水	木	金	
1						
2		書道	書道	書道	書道	9:25 ~ 10:10
3		書道	書道	書道	書道	10:40 ~ 11:25
4						
5						
6						

(6)「書道科」における各学年の目標・内容

【目標】

第1学年

- ア 毛筆による書道を通して、日本に伝わる情操や文化のよさに関心を持つ。
- イ 毛筆による書道に親しみ、基礎的技能の初歩を身に付けることができる。
- ウ 美しさを意識したり自省したりしながら学習し、自分や友達のよさに気付く。

第2学年

- ア 毛筆による書道を通して、日本に伝わる情操や文化のよさについて関心を深める。
- イ 毛筆による書道に慣れ、基礎的技能を高めることができる。
- ウ 美しさを意識したり自省したりしながら学習し、自分や友達や出会った人々(作品)のよさに気付く。

【内容】

第1学年、第2学年共通の内容として、姿勢・挨拶、字の構造、形のとり方、墨の含ませ方などは、一貫して指導していくが、次のような内容については、発達段階に即し、指導をしていく。

第1学年

- ・用具の名称、用途、片付けの仕方などについて学ぶ
- ・漢字一から十までを書く
- ・片仮名を書く
- ・起筆、終筆などの技法について学ぶ
- ・筆の運び方と呼吸について学ぶ
- ・自分の作品の反省や友達の作品の鑑賞

第2学年

- ・「永」字八法について学ぶ
- ・平仮名を書く
- ・第1, 2学年で学ぶ漢字を書く
- ・名作の鑑賞など(書にかかわりのある逸話、書初め展、展覧会など)

(7)「書道科」の評価

「書道科」の目標、さらには各学年の目標に基づいて、「日本に伝わる情操や文化への関心・意欲・態度」「毛筆による書道に関する技能・表現」「友達などの人(作品)や自分についての気付き」の三観点について評価規準を設定し、児童の達成度を評価していく。

評価の方法については、指導者の評価はもとより、自己評価や子どもたちの相互評価なども適宜取り入れて実施していく。

(8)校区外からの転校生への対応

特区対象校への転入生については、書道に関する習熟度のレベルの差を解消する必要があるため、個人指導、少人数グループ指導による重点的な指導を行うものとする。

(9)「書道科」の時数確保と「生活科」との関係

「書道科」の新設のため、「生活科」の授業時数が削減されるが、指導時期や指導方法の工夫により、削減後もその趣旨は達成できるものと考えている。

「生活科」の目標は、「具体的な活動や体験を通して、自分と身近な人々、社会及び自然とのかかわりに関心をもち、自分自身や自分の生活について考えさせるとともに、その過程において生活上必要な習慣や技能を身に付けさせ、自立への基礎を養う。」とある。

書を書くという具体的な活動を通し、友達と触れ合ったり、家庭生活に様々な話題がもたらされたり、地域の人々とのかかわりなどが生まれたりするとともに、技能を身に付け、美意識や自省心などの感性を養うことは、まさに生活科でめざす「自立への基礎を養う」ことの一翼を担うものである。

また、生活科の「具体的視点」として、「身近な人々との接し方」「公共の意識とマナー」「成長への喜び」「基本的生活習慣や基本的技能」などがうたわれているが、これらは、「書道科」で育むことを目指す情操や態度、人とのかかわり、自分についての気付きなどに深くかかわることである。

したがって、「書道科」において、生活科の授業時数削減を補い得るものであると考える。

(1 0) 本計画と憲法・教育基本法上の理念及び学校教育法に示される学校教育の目標との関係

教育の目的は、日本国憲法の精神に則り教育基本法に、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。」と示されている。

一方、学校教育法第 1 8 条第 2 号において、小学校における教育目標の一つとして「郷土及び国家の現状と伝統について、正しい理解に導き、進んで国際協調の精神を養うこと。」が示されている。

本市書道教育の目標は、書道を小学校時代に学ぶことにより、日本語の言葉の美しさ、文字の素晴らしさを知り、日本の伝統文化に対する理解を深めるとともに、将来この子どもたちが国際社会で日本人としての誇りと自信、及び豊かな情操と清澄な思考を持って人々と協調し、国際社会において平和的に共存していく素地を育成していくことにある。したがって、本計画は憲法、教育基本法の理念、学校教育法に示される学校教育の目標を踏まえたものであると考える。